

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和8年5月15日（金） 午前10時00分～午前11時6分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、2番 荒川 義孝、6番 今原 ゆかり、7番 福岡 里香

10番 北川 広人、12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（3番）神谷 直子、 副議長（9番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和8年第2回臨時会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 会期及び会議日程、議案の取扱いについて
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 議会改革特別委員会委員の選任について
 - (6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
 - (7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 閉会中の継続調査申出事件について
- 2 全員協議会における運営のあり方について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名ですが、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりです。

《議 題》

1 令和8年第2回臨時会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着座のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座のまま御説明させていただきます。

それでは、令和8年第2回臨時会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意1件、承認1件、報告2件の計4件をお願いするものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。

同意第4号 監査委員の選任については、現議員選出監査委員、岡田公作氏の辞職に伴い、今原ゆかり氏を選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、本年3月31日の地方税法の一部改正に伴い、4月1日からの軽自動車税環境性能割の廃止及びグリーン化特例の一部延長措置が講じられたため、緊急に高浜市税条例を改正する必要性が生じたことにより行った専決処分について、御承認をお願いするものでございます。

続きまして、報告案件について御説明いたします。

報告第4号は、港小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約の変更について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

報告第5号は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許しますが、委員外議員の発言も許可いたしますので質疑がある方は挙手をお願いいたします。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは、当局の方は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

(2) 会期及び会議日程、議案の取扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 主任) それでは、お手元に配付させていただいております、令和8年第2回臨時会の会期及び会議日程(案)を御覧ください。

会期は5月22日、金曜日の1日間とし、会議日程につきましては、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、同意第4号及び承認第2号の議案の上程、説明、質疑、討論、採決をお願いし、続いて、報告第4号及び第5号の報告を受けます。

その後、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員の選任、衣浦衛生組合議会議員の選挙、衣浦東部広域連合議会議員の選挙、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順でお願いします。

市長より提出されました同意第4号及び承認第2号の取扱いにつきましては、委員会付託を省略し、全体審議でお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 本件につきましては、ただいま事務局が説明しましたとおり決めさせていただいてよろしいですか。

「異議なし。」と発声する者あり。

委員長 御異議もないようですので、事務局が説明したとおりに決定させていただきます。

(3) 常任委員会委員の選任について

(4) 議会運営委員会委員の選任について

(5) 議会改革特別委員会委員の選任について

(6) 衣浦衛生組合議会議員の選挙について

(7) 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について

委員長 一括議題といたします。

この件につきましては、4月21日開催の各派代表者会議において調整がついておりますので、その内容について事務局より報告をさせます。

説(事務局 主任) それでは、御報告させていただきます。

資料 04-1 常任委員会等の構成表を御覧ください。

初めに、総務建設委員会委員に、橋本友樹議員、神谷直子議員、今原ゆかり議員、北川広人議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上7名でございます。

次に、福祉文教委員会委員に、荒川義孝議員、野々山啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、鈴木勝彦議員、以上6名でございます。

続いて、議会運営委員会委員に、橋本友樹議員、野々山啓議員、福岡里香議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、以上6名でございます。

議会改革特別委員会委員については、正副議長を除く11名の方が委員となります。

続きまして、資料 04-2 各組合議会議員等の構成表を御覧ください。

衣浦衛生組合議会議員に、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、福岡里香議員、倉田利奈議員、以上5名でございます。

衣浦東部広域連合議会議員に、鈴木勝彦議員、黒川美克議員、以上2名でございます。

なお、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員については、臨時会の付議事件ではありませんが、従来どおり副議長を選出させていただきます。推薦人については、議員定数の3分の1以上が必要ですので、議会運営委員会委員の6名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が報告したとおりとして、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

なお、それぞれの委員等については、本会議において議長より指名または指名推選することとします。

(8) 閉会中の継続調査申出事件について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主任) それでは、お手元に配付しております、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件(案)を御覧ください。

項目といたしましては地方自治法第109条の第3項に規定されているとおり、資料に記載の3項目とし、5月臨時会において議決をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま事務局が説明しました3項目を議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件として臨時会の議事日程に上げ、議決することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 10 分

委員長 再開します。

各委員会構成等の件が、今御異議なしということだったんですが、通例だと臨時会の前日ぐら
いまでの間に変更可能としてきておった経緯があります。

ただ、事務局の作業も乱雑になるものですから、ここ以降の変更はなしということで御理解を
していただきたいんですけど、よろしいですかね。

異議なし

委員長 議運の席で恐縮ですけど、各会派の代表者の方が今日 1 名いらっしゃいませんけども、
一応、一番問題なのは、要は事務局での事務作業が大変になりますので、ぜひそのところは御理
解をいただいて、ここでの決定をもって最終決定ということで御理解をしてください。

それ以降でもし何かある場合はそれもう多分非常事態ですので、例えば、どなたかがお亡くな
りになるとか、そんなことがあった場合は致し方ないことになりますので、それ以降は変更なし
ということでもよろしく願いをいたします。

2 全員協議会における運営のあり方について

委員長 本件については、4 月 21 日の各派代表者会議において協議をされたんですが、意見の一
致が見られなかったため、議会運営委員会で協議するということになりました。

協議の前に、一点、委員長として確認をさせていただきたいのですが、全員協議会にお
ける現在の運用については、執行部からの報告案件を議長等が事前に精査し、議会として質疑さ
れるべき案件については、質疑の場を設けてきたというふうに理解をしております。

これまでの運営を否定するものではなくて、より深化した議論ができる場となるような仕組み
を考えていただきたいというふうに思っているということと、それから、質疑ができることが当
たり前という話ではなくって、質疑のない報告をしてくるのが当たり前だというのが、本来議
会あるいは議員のあるべき、取るべき姿だというふうに思います。

ですから、安易な内容の質疑等は控えて、本当に議会が、議員として理解をしておかなきゃな
らないこと、そういったものをしっかりとした質疑にして出してもらおうというのが本来のここ
での質疑の在り方だというふうに思いますので、そのところを前提として御協議をいただければと

思います。

それでは、協議に入らせていただきます。

資料を事前に配付させていただいておりますけれども、本日協議しますのは、執行部からの報告案件に対する全員協議会の運営方法ということで、資料の2 議会運営委員会の協議事項として①、②が上がっております。

①として、会議当日の運営方法については、各派代表者会議において案1と案2で意見が分かれておりました。

案1のほうは、説明、報告のみ。全体で質疑すべき案件がある場合は、議長に申し出る。賛成多数であれば、別日程で全員協議会を開くというものであります。

案2が、従来の運営とする。全ての案件について、説明、報告、質疑の場を設けるということであります。

②の質疑のあり方については、各派代表者会議において十分に協議が進んでいなかったように把握しておりますけれども、前回の議会運営委員会でも申し上げたように、②の質疑のあり方についても本日各派代表者会議で出た意見を基に協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに会議当日、執行部からの報告、説明の後の運営方法について、これについて協議をいたしたいと思えます。

意(2) それでは、①について、案1、案2ということで提案のほうされておられますが、これを少し整理いたしまして、別の案ということでちょっと提示のほうさせていただければと思えます。

執行部から依頼のあった案件について、事前に正副議長で質疑を行うか否かの案件を整理していただいて、例えばですけど、工事の進捗状況でありますとか訴訟案件、それから人事案件などは、これ報告で足りるのかなとは思えます。

それで、質疑ありとした案件について、当局説明後、当日、その場で質疑を行うことができるという形にしたいということを提案させていただきます。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意見なし

委員長 それでは、事前に当局が報告事案があるので全員協議会を開いてくれというお話があった場合には、その中に案件として上がってきたものを正副議長が精査をして、報告にとどめるものと、それから、質疑がある場合は受けるものというのを分けるという形で進めていくということで、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、次第のほうには、報告のみのものは括弧報告みたいな形で分かるような形で記載をするというようなことを取っていくということで、よろしいですかね。

異議なし

委員長 それでは、その場で質疑ができる形にはするということで、決定をさせていただきます。

それでは、続きまして、質疑のあり方についての協議ということになりますけれども、各派代表者会議においては、議員1人当たりの質問時間や回数を定めるとか、従来どおり回数等のルールを設けないといった意見が出ておりましたけれども、こちらのほうで御意見がある方。

意(2) 全協で質疑ができるということで、基本的にはやっぱり全議員に均等に質疑をできる機会を設けるということが前提と、あともう一つは、ダラダラとした質問ではなく、メリハリのある質疑を心がけたいというところで、基本的にはルールを設けたほうがいいのではないかとということ。

基本的に高浜市議会会議規則に準じて質疑が1人2回ということで、質疑ではなく細かい質問については、担当部署で確認したり、一般質問で対応していただければいいのではないかなというふうに考えております。以上です。

意(12) 全議員が等しく発言の機会を持てるようにすること、これ理解できるところです。また、当局を長時間拘束することに対しては、一定の配慮も必要になるのではないかと考えます。

ただ、その対応として、定例会等における即決議案のように一律に質疑回数2回までとすることについて、ちょっと全協の性質と必ずしもなじまない面があるのではないかと考えます。

そのため、例えば会議時間を一定程度想定した上で、議長を除く全議員12人になると思うんですが、が質疑を行うことを前提にして1人当たりをおおむね10分程度を目安として運用するといった方法も考えられるのではないかと考えます。以上です。

意(6) やはり職員を拘束する時間っていうのもすごい考えられますので、多くなってしまうということが考えられますので、ルール設定は必要だと考えております。

なので、市政クラブさんが言われたみたいに、1人2回までっていうことで結構です。

意(7) 私は、柴口委員のように、回数制限ではなくて時間をちょっと10分とか決めて、長くならないようにしていけばいいかなと思っています。

委員長 ほかによろしいですか。

意見なし

委員長 ちょっと委員長として伺わせていただきたいんですけども、1人10分というのは一般質問で例えば答弁まで含めて70分ってやっていますよね。そのイメージで答弁まで含めて10分という持ち時間という考え方で、例えばそれが5分で終わろうが1人1回で終わりという考え方で

よろしいんですかね。10分は何度か分けて、例えば項目に対して1人10分という意味ですよ、議題1つに対して。そういう意味で理解をしていいかどうか、ちょっと確認をしたいんですが。

意(12) まず、10分って申し上げたのが、大体2時間、120分として、議長を除いて12人、それを12で割って10分程度なのかなという一つの目安として提案をさせていただきました。

1つの項目で10分で、それを一般質問と同じように答弁も含めた10分で考えています。それで提案させていただきました。

委員長 御意見ある方いらっしゃいますか。

意(1) 柴口委員が言われるように、時間制限10分なり答弁を含めたってということになりますと、例えば、時間切れで正しいというか求めていた答弁が得られない、ここで終わりですよって言って切られてしまう可能性があるのではないかというふうに考えますので、やはりここは時間ではなく、回数で2回といった縛りにしたほうがいいのではないかと考えております。

意(12) 一般質問のように時間が来たらそれで切っちゃうっていうか、おおむね10分なんで、その発言が終わるまでかと思えます。ただ、2回、今の即決議案とか2回ということで、求める答弁がされないときでも2回に切られてしまう。同じなのかなとは思いますが。

その2回までってあるんですけど、例えば、もう全協なのでそこまでは過度な制約を設けるんじゃないくて、例えば3回とか回数をちょっと増やしてもいいんじゃないかなとは思いますが。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意見なし

委員長 ちょっと一旦、暫時休憩させていただいて、会議録をちょっと止めていただきますけども。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

それでは、御意見、ほかにある方。

問(2) 先ほど時間のほうの提案のほうありましたけど、無論、我々市政クラブも時間前提で最初は議論のほうを重ねてまいりました。短縮に越したことはないんですが、ただ一点、柴口委員にお聞きしたい部分がありまして、例えば、その日に議題が5件、6件出た場合、議案に対して1人10分の持ち時間考えても1人に対して1時間ぐらいかかってしまう心配もしました。そのあたりどのように考えますか。

答(12) 2時間、1つ2時間で5件あったら、掛ける5で10時間になる。確かにそうなんです。その辺もあります。そこはちょっと私も考えないといけないとは思ってはいます。ちょっと

とその辺は課題として考えています。

意（２） なかなかじゃあ、かといってその議題５つを全部で１０分とした場合、質疑答弁含めて１０分とした場合、なかなか聞きたいことも聞けない部分もあるかと思いますので、といったことも踏まえて我々は２回ということ。ただ、やっぱりダラダラになってしまう部分もあるものから、そこで制限つきで、例えば、議長の議事整理権に基づいてこれはできるものできないものを、その場で質疑があった場合に整理することもやぶさかじゃないのかなというふうに考えたところなんですよね。以上です。

委員長 ほかに質疑。

意（７） 例えば、５個あったとしても、とりあえず正副議長でこれを報告案件にするのか質問にするのかってまず決めるんですよね。そこから５個とも質問できるっていう可能性がどれだけあるかですけど。そうやって考えると、質問できるその協議案件がどれだけあるかって思ったときと、あと全員が全員１０分、もうギリギリまでやってやろうっていう、過去のいろんなそういう質問見てもそこまではないと思うので、最長１０分程度っていう。その回数でしちゃうと、やっぱり聞きたいことが逆に聞けなくなったりするから、なので、一応最長が１０分っていうふうにすれば、１０分じゃなくて５分とかでもいいんですけど、そういうふうにしたほうが質問はできるかなって思います。

意（２） 今回初めてやるケースなので仮の話についてはいろいろ議論しかねる部分があると思うんですけど、１０分で皆さん納得いただけるのであれば時間短縮にもつながりますし、例えば、正副議長で整理する中で、マックスでやっぱり全部必要だといった場合には、やっぱり時間がかかるという部分は覚悟しなければいけない部分じゃないですけど、ちょっと暴力的になります、じゃあ全部の議題をまとめて１０分っていう手もなきにしもあらずというところですが。

委員長 委員長としてこういう取り仕切りをする場面を想定すると、ちょっと一言言わせていただきたいんですが、例えば全項目に対して１人１０分っていった場合に、この項目で１人この方は１分使ったとか、この項目で２分使ったとかっていう、そんな管理は事務局側では絶対できませんし、当然、議長の立場ではもっとできないというふうに思います。

ですから、例えば２分で終わろうが１０分で終わろうが、それこそもうそれでおしまいみたいな形にしないと多分難しいのかなという気がするんですよね。だから、何度も言うように恐縮ですけども、本当にすべき質疑とそうじゃない質疑っていうのをきちんと精査をしていただければ、極端なこと言うと、こんなルール多分要らないのかもしれないかもしれません。そうではないような感じで今進んでる場面が多々あるもんですから、こういう話が出てきてしまっているというふうに思います。

確かに、質疑をするのは議員にとっては大事な仕事でありますし、重要なことであるんですけども、最も大事なことは、議会がいかに威厳を持って当局側に報告をさせるかということなんですよね。質疑のない報告が上がってくれば、実際こんなのは考えなくてもいい話だし。もしこれをこの中身、運用の仕方考えるのであれば、こういうやり方をやったほうがもっと例えば効

率的であったりだとか、それから市民が見とって分かりやすいとかね。そういうためにこの議論がなきゃいけないんだけど、何かそっからちょっと外れちゃってるような感じもしないでもないもんですから、もう少し議会として建設的な感じで決めていきたい。できれば、この委員会の中で全会一致で決定をしていきたいというふうに思うんですけども。

意見なし

委員長 とりあえず、意見が今止まってしまってるんですけど。

正副議長、何かもし御意見があれば。

意見なし

「委員長、7番。」と発声するものあり。

委員長 7番、福岡委員。

意(7) 従来は、質疑ができたじゃないですか、その今まで、従来、前は。多分、私議員になったときからもうできなくなったのか、ちょっとどこのタイミングがよく分かんないんですけど、その前までの全員協議会での質疑ができるときって、大体どれくらい質疑があったのかとか、ちゃんとした質疑ができてないとかそういうのが増えたから、この現在の様式になってしまったってことですか。もし、今までがそんなに質問がないのであれば、別に従来どおり。でも、ちゃんと行政の方にそういうちゃんとした、質問でないような報告案件、ちゃんと出してもらえばいいのかなと思います。

委員長 どうしようかな。

会議録止めといて、ちょっと暫時休憩しますね。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時49分

委員長 再開します。

1番、橋本委員。

意(1) いろいろ懸念はあるとは思いますが、この場で決めないと来週に間に合わないということもありますので、ここは一旦、1人質問は10分間まで1回ということだけ決めておいて、何件も出てきたらどうするだとか、そういったことはもうある意味議長采配にお任せするところもありますし、この場で決めるべきは、とりあえず基本的に10分までってということだけ決めさせていただくってというのはどうでしょうか。

委員長 1人10分で、1回で、質問の数は関係なく。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 ということだね。再質問なしってこと、1回ってことは。

意(1) 持ち時間っていう形で10分、おおむね10分って決まっていたら、その中で分からなかったらもう一回聞き直すこともあるでしょうし、とりあえず10分という時間だけ決めておいて、その質問する10分というのが一つの1回ですから、10分が1回ですよということだけ決めさせていただいたらどうでしょうか。

委員長 イメージとして関連質問みたいなイメージかな。

どっちみちあれですもんね、今でもそうだけど、関連質問にしたって通常の一般質問にしたってそうけども、きちんと回答が返ってなければ議長が再度もう一回答え直してくれとかっていうこともできるので、議員さんではなくてもね。

だからその辺のところは、そういう理解でやっていくっていうことでよかったですかね。

意見なし

委員長 では、1人10分1回で、その1回の回は質問の数ではないということで、質問じゃない質疑だな、質疑。今そういうものが出ましたけども、理解できましたかね。

問(12) 今、関連質問だと1人1回、時間5分ってなってますけど、それで全協では1人1回で10分っていうことですか。

答(1) 1人1回っていうか、要するに10分はその人が質問できる枠じゃないですけども、そこで2問聞かれようと、例えば2問聞いて答弁がありました、それについてもう一回聞きたいっていうのももちろんありだと思いますし、その質問っていうか、質疑の個数じゃなくて、その時間内で答弁まで出してもらおうという形で考えております。

問(12) 例えば、その5つ聞きたいことがあったとして、今、関連質問とかだと5つ聞いて終わりみたいな感じなんですけど。今回10分だったら、例えば2つと3つに分けて聞いてもいいっていうことですかね。

答(1) もちろんその時間の使い方は、質問される方、質問される議員が考えればいいのかねというふうに考えます。

委員長 ちょっと整理をさせていただききたいと思うんですけど、1人10分、例えば、全協で議題というか付議事項が3つあったとします。それ全部質疑ができる付議案件だとした場合、1つについて1人1回10分できるという形で橋本委員が提案をされておるということでよかったですかね。

10分の中では、その中に幾つ質疑内容が入っててもそれは関係ない。だから、再質問も含めて

10分以内ならオーケーという理解でよかったですかね。

「はい。」と発言するものあり。

委員長 ということだそうです。

適正な書き方が見つかるかどうか分かりませんが、一応、申合せ事項のほうに載せていくような形を取りたいもんですから、今言った内容で、これで皆さん方が御理解していただいてオーケーであれば決まりますけども。

ほかに御意見ありますか。

問(2) もう一回確認ですけど、1議題1回10分ということですね。

先ほど柴口さんの質問の中で、2回と3回に分けてって関連質問って出されたもんで、そういうイメージを持ってみえるんじゃないかなと思って。

例えば、全ての議題が終わった後に全部で聞くようなニュアンスのような気もしたもんですから。そうじゃないですよ。

答(12) 1つの議題っていうか、に10分。もちろんもう一つ出てきたら、それはそれで10分っていう考え方です。

委員長 それでは、もう一回言いますね。

質疑の在り方については、付議事項ごとに1人10分1回、回数的には一応基本的に1回という言い方で、例えば、本当に想定されるかどうか分かりませんが、例えば1つ質疑をしますよね、質疑をして答弁もらって、その方はそれで終わり、10分かかってなくても終わりということやってかないと、先ほど言ったように、時間の管理はそれぞれの個の議員さんごとにはできませんので。だからそういう意味での1回と。10分以内で1回という回数を設けておるということで。だからその中で幾つ質問が入っておろうが、何回再質問をしようが、10分はオーケーですよということですよ。

問(12) 例えば、5分で終わりました。まだ残り5分あるからって、後になってもう一回言うのは駄目ってことですね。

委員長 うん。それは何て言うんでかね、10分の権利の話ではなくて、やっぱり分かりやすい議論にしなければいけないということと、それから、こちら側の要は事務局側の管理体制からそれもう管理ができないんで。だから、10分をいかに有効に使うかということも議員さんのほうが考えてやっていただくと、それでいいと思うんですけども。

それでは、質疑の在り方については、1人10分を1回と、付議事項1案件につき1回ということですよ。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長、事務局間で時間管理の方法について話し合い

(議場モニターに経過時間を表示するかどうか)

委員長 面倒だけど、出せるならここに出してもらってやるっていう形でよかったですか。皆さん。

異議なし

委員長 そのほうが公平ですよ。答弁の途中でであろうが何であろうが10分で終わり。それをきちんと納めさせるのも議員の腕ですからね。

それでは、今日の全員協議会の運営のあり方についてを整理させていただきますと、会議当日までの運営として、正副議長、事務局を含めて報告事案にとどめるのか、あるいは、質疑を受けるものにするのかの精査をするということ。

それから、会議当日の運営については、質疑を受ける形の付議事案については質疑ができると。それで質疑の在り方については、1事案、1人10分、1回までということによろしいですか。

御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

それから、たしか各派代表者会議のときに出とったのは、資料を早く出せという話があったと思うんですけども、これはこちらのほうで決めれるものもあれば、そうじゃないものもあると思うんですよ。おおむね1週間前までには資料を出してくださいということは、議長から申し入れしていただきますけれども。だけど、ここで全協をやっていただくのであれば、ぜひこれはお話をさせていただきたいことが後でプラスされるということも想定ができますので、それについては、例えば、当日の資料であろうが何であろうが早く議会に示すとか、早く議員さんに知っていただくとかっていう、そちらのほうを重要視するものもあったりする可能性がありますので。ですから、そういったものについては、緊急性をもって先に付議事項に上げてくれることを重視したという理解をしていただいたほうがいいのかという気がします。

1週間前までに出せなかったから報告は次回の全協ですみたいなことよりも、早めに知らせていただいたほうがいいものも当然あると思いますので、その辺のところも含めて議長から当局に申し入れていただくということも、今回のこの全協の件を決めさせていただいたこの議運から再度議長に申し入れをさせていただくということによろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、今決定した内容ですけれども、これについては申合せへの明記をしていくということで、これも御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、明記が必要ということであれば、この件を議長のほうに戻して案文を含めて各派代表者会議で協議をして、再度議運で決定をするという形になるんですけど。

22日にある全協に関しては、申合せに明記をする前ですけれども、今決定していただいたやり方でやっていただくということによろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それ以降で6月定例会までの間に、先ほど言ったように各派代表者会議とそれから議運を含めて申合せ事項に載せる文脈も考えて、決定してから載せるということにしますけれども、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それから、もう一点。今話しとったのは何かっていうと、当局が全協を開いてくださいと言って開く全協です。

先ほども休憩中にちょっと話をしましたけども、我々がこれについてきちんと報告してくれというようなことがあった場合、そのときは議会が、当局に来いと、当局にこっちに入って、全協に来て報告してくれと言った場合に、このルールでやるのか、あるいはオールフリーでやるのか。

これ一番初めに言ったように、全員協議会っていうのは、全員協議会開いてくださいって依頼があって開くんですよね。それが今言っとる話なんですよ。

我々がさっき言った特別委員会の代わりに全協を使ってやるっていった場合は、主催は常に議会なんですけど、我々の呼び込みによって来てもらって、市長以下担当部署に来てもらってやるという全協っていうものが当然今後出てくる可能性があるんで、それに対してはどういうふうにやっていくかっていうのは、一応、運用的には今のこのルールに沿ってやっていくということでよろしいですかね。

意見なし

委員長 いいですか。

異議なし

委員長 では、全員協議会においては、このルールで質疑の在り方というものをやっていくという
ことで。

それでは、決定をさせていただきます。

それでは、これで今日の案件は全て終了となります。

途中で暫時休憩、何度も入れて申し訳ありませんでしたけれども、令和8年の第2回の臨時会
が円滑に運ぶよう皆様の御協力をお願いを申し上げて、閉会とさせていただきます。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 6 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長